

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年11月号 | No. 11/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ**ES スペイン（PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1、49 の 3.2、51 の 2.1(e)）**

受理官庁及び指定官庁としてのスペイン特許商標庁（SPTO）は、以下の国内法令との不適合通知を 2013 年 11 月 6 日から取り下げることをご国際事務局（IB）に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、4 ページ参照）
- PCT 規則 49 の 3.1(g)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復の効果）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、4 ページ参照）
- PCT 規則 49 の 3.2(h)に基づく通知（指定官庁による優先権の回復）（*PCT Newsletter* 2006 年 6 月号、5 ページ参照）
- PCT 規則 51 の 2.1(f)に基づく通知（認められる国内的要件）（*PCT Newsletter* 2001 年 2 月号、2 ページ参照）

PCT 規則 26 の 2.3(j)、49 の 3.1(g)、49 の 3.2(h)に基づく不適合通知の取下げの結果、2013 年 11 月 6 日から SPTO によって適用される PCT 規則はそれぞれ以下の通りです。

- PCT 規則 26 の 2.3(a)～(i)
- PCT 規則 49 の 3.1(a)～(d)
- PCT 規則 49 の 3.2(a)～(g)

つまり、受理官庁及び指定官庁としての SPTO は優先権の回復の請求を考慮するようになり、必要な条件を満たせば、指定官庁としての SPTO は、受理官庁として他の官庁が下した決定を受け入れることとなります。

さらに、受理官庁及び指定官庁としての当該官庁は、優先権の回復の基準として「due care（相当な注意）」を適用し、以下のように手数料を請求する旨、IB に通報しました。

優先権の回復請求手数料：

- オンラインで請求する場合： 88.66 ユーロ
- 書面により請求する場合： 104.31 ユーロ

PCT 規則 51 の 2.1(f)に基づく不適合通知の取下げの結果、2013 年 11 月 6 日から SPTO によって PCT 規則 51 の 2.1(e)が適用されます。つまり、その発明が特許を受けることができるかどうかについての判断に優先権の主張の有効性が関連する場合（PCT 規則 51 の 2.1(e)(i)）、又は、欠落した要素又は部分の引用による補充に基づいて国際出願日が認められた場合（PCT 規則 51 の 2.1(e)(ii)）のみ、当該官庁は出願人に対して優先権書類の翻訳文を提出することを要求します。

当該通知に伴い、PCT 出願人の手引の附属書 C（ES）と国内段階の概要（ES）、下記リンク先の“優先権の回復”と“留保及び不適合”が更新されました。

（優先権の回復）<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

（留保及び不適合）http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

オーストリア特許庁と日本国特許庁；韓国知的所有権庁とスウェーデン特許登録庁

オーストリア特許庁（APO）と日本国特許庁（JPO）の 2 庁間で実施されている PPH 試行プログラムについて、2013 年 10 月 1 日から PCT 国際段階の成果物を含めるよう対象を拡大しました。また、韓国知的所有権庁（KIPO）とスウェーデン特許登録庁（PRV）の 2 庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2014 年 1 月 1 日付けで開始されます。これらの試行プログラムではそれぞれ一方の機関によって作成された国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）において特許性ありと判断された請求項がある場合、下記のように他方の庁に対する国内段階において早期審査を請求することができます。

- オーストリア及び／又は日本に対する国内段階における早期審査
- 大韓民国及び／又はスウェーデンに対する国内段階における早期審査

APO と JPO 間の PCT-PPH 合意に関する詳細は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_austrian_highway_e.htm

KIPO と PRV 間の PCT-PPH 合意に関する詳細は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.prv.se/en/About-us/News/PRV-has-signed-new-pilot-PPH-agreements/>

PCT-PPH ページは更新され、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

年末の国際事務局の閉庁日

2013 年 12 月及び 2014 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

- 2013 年 12 月 25 日（水）、26 日（木）
- 2014 年 1 月 1 日（水）、2 日（木）

その間の公開スケジュールと WIPO に出願人の通知が届く必要がある最終日については、*PCT Newsletter* 2013 年 10 月号を参照ください。PCT Information Service（情報サービス）と PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスクの予定を以下に示します。

PCT 情報サービス

PCT 情報サービスは 2013 年 12 月 24 日から 2014 年 1 月 2 日まで停止します。再開は 2014 年 1 月 3 日（金）午前 9 時（中央ヨーロッパ時間（CET））となります。

なお、その休暇期間においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。PCT 情報サービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします。特定の国際出願に関する連絡は、PCT プロセッシングサービスまでお送り下さい。詳細は以下の URL からご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT 電子サービス ヘルプデスク

PCT 電子サービス ヘルプデスクは以下の日程で業務を行います。時間を短縮して午前 9 時から午後 4 時（CET）となりますのでご注意ください。2014 年 1 月 6 日（月）からは通常通り午前 9 時から午後 6 時（CET）となります。

- 2013 年 12 月 23 日（月）、24 日（火）
- 2013 年 12 月 27 日（金）
- 2013 年 12 月 30 日（月）、31 日（火）
- 2014 年 1 月 3 日（金）

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

2014 年 1 月 1 日から、国際出願手数料、30 枚を超える用紙毎の手数料、手数料表の第 4 項に示された PCT-EASY 及び電子出願に対する減額、調査手数料、補充調査手数料及び取扱手数料の所定の通貨に対する換算額が変更になります。*PCT Newsletter*（英語版）の PCT 手数料表をご参照ください。

これに伴い、*PCT 出願人の手引*（<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>）の以下の附属書が更新されました。

- 附属書 C（受理官庁）：AM, AP, AT, AU, AZ, BA, BE, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CR, CU, CY, CZ, DE, DK, DO, EA, EC, EE, EG, EP, ES, FI, FR, GB, GE, GH, GR, GT, HN, HU, IB, IE, IL, IN, IS, IT, JP, KE, KG, KZ, LR, LT, LU, LV, MC, MD, MT, MW, MX, NI, NL, NO, NZ, PE, PG, PH, PT, RO, RU, SA, SC, SE, SG, SI, SK, SM, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW;
- 附属書 D（国際調査機関）：AT, AU, BR, CA, CN, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN;

- 附属書 SISA（国際調査機関（補充調査））：AT, EP, FI, SE, XN;
- 附属書 E（国際予備審査機関）：AT, AU, BR, CA, EG, EP, ES, FI, IL, IN, JP, KR, RU, SE, US, XN

ES：スペイン（手数料）

IB：国際事務局（手数料）

PL：ポーランド（代理人に関する要件）

SC：セーシェル（所在地）

SM：サンマリノ（所在地とあて名、E メールアドレス、手数料、国内段階移行の特別な要件）

US：アメリカ合衆国（手数料、国際出願の謄本に関する要件、重要な国内段階情報）

国際調査に関する手数料（米国特許商標庁）

国際予備審査に関する手数料（米国特許商標庁）

PCT 手数料の減額の適格性

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用

PCT Newsletter 2013 年 8-9 月号、2 ページで、（他の官庁とともに）チリの国民及び／又は居住者である出願人はもはやスペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格を有さないのご案内しましたが、当該官庁はチリの国民及び／又は居住者である出願人に関しては、2013 年 12 月 31 日まで当該減額の適用を受けられる旨、国際事務局に通知しました。

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT ウェブサイトのデザイン変更

WIPO ウェブサイトの再構築とデザイン変更が 2013 年 11 月 5 日に行われました。これまでに頂いた WIPO ウェブサイトへのコメントを考慮し、より役立つ情報により早くアクセスできるように変更しました。またこの新しいデザインでは、デスクトップコンピュータやタブレット端末、スマートフォンといったご利用のシステムやサイズに応じて、最適な表示とナビゲーションとなるように調整し提供いたします。

PCT ウェブサイトも他の WIPO ウェブサイトに合わせてデザイン変更されました。PCT ウェブサイトのコンテンツに変更はなく、アクセスの多い項目をサイトの上方に配置しました。

なお、これまでご利用になっていたブックマークは引き続きご利用可能です。この新しいデザインについてのご意見を是非お寄せください。

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とインド特許庁との間の、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する、2013 年 10 月 15 日に発効した改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

（英語） http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_in.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_in.pdf

PCT ウェビナー

PCT の最新情報を紹介するウェビナーの録音とプレゼンテーションが下記の言語でウェビナーのページに追加されました :

アラビア語: <http://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/>

中国語: <http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/>

英語: <http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/>

ドイツ語: <http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/>

日本語: <http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/>

韓国語: http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/ko/26_09_2013.html

ポルトガル語: <http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/>

ロシア語: <http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/>

スペイン語: <http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/>

PATENTSCOPE 検索システム

国内特許コレクション : エストニア

エストニアの国内特許コレクション、6000 件以上が PATENTSCOPE 検索システムに追加されました。これにより、36 の国内又は広域官庁のデータが利用可能となりました。

当該コレクションは次のリンク先から利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

PATENTSCOPE 検索システムに関するパワーポイントのプレゼンテーション資料

2013 年 5 月から 10 月の間に、ウェビナーで下記のトピックが放送されました。

- PATENTSCOPE 検索システムで利用可能な異なる翻訳ツールの概説 (2013 年 5 月)
- PATENTSCOPE 検索システムにおいて IPC を最大限に利用する方法 (2013 年 8 月)
- PATENTSCOPE 検索システムにおける複雑な検索式の作り方 (2013 年 9 月)
- PATENTSCOPE 検索システムで利用可能な異なる特徴について (2013 年 10 月)

これらのウェビナーで使用したパワーポイント資料は次のリンク先から利用可能です :

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事象について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IP Data – Register of International Patents”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.infoline@wipo.int

実務アドバイス

指定（又は選択）官庁に対する国際出願の写しの送達

Q: 国際事務局から様式 PCT/IB/308（指定官庁に対する国際出願の送達の出願人への最初の通知）を受けました。この様式が“最初の通知”と言及されている理由とこの様式の目的を教えてください。何か対応する必要がありますか。

A: PCT 第 20 条(1)(a)に従って、国際出願¹は国際出願を受領することを請求した指定官庁に対して、国際事務局（IB）により送達されます。IBがこれらの指定官庁に対して国際出願を送達する際、様式PCT/IB/308により出願人にこの事実について通知します。この様式には、国際出願が送達された指定官庁と、送達された日付が記載されます。以下の 2 種類の様式が出願人に送付されます。

- “最初の通知”は優先日から 19 ヶ月が経過した後速やかに送付されます。これは出願人に、国際出願が国内段階移行のために 20 ヶ月の期限²を適用し、且つ、そのような写しを請求する指定官庁に送達されたことを通知します。

¹ 国際調査報告が作成されているなら、国際調査報告と共に。

² 現在、ルクセンブルク、ウガンダ、タンザニア連合共和国の指定官庁の 3 官庁のみに適用されます。これらの官庁は IB に対し 2002 年 4 月 1 日から発効した PCT 第 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の期限についての不適合を通知したので、国内段階移行のための 30 ヶ月の期限をまだ適用していません。しかし、これらの官庁は広域特許（それぞれ EP、AP 及び AP）として自動的に指定されていますので、これらの広域指定が取り下げられない限り、広域段階への移行の期限の 31 ヶ月が適用されます。

- “2 番目及び追加の通知” は優先日から 28 ヶ月が経過した後速やかに送付されます。これは出願人に、国際出願が PCT 第 22 条(1)に基づき 30 ヶ月の期限を適用し、且つ、そのような写しを請求する全ての指定（又は選択）官庁に送達されたことを通知します。

様式 PCT/IB/308 の目的は次の通りです。

- 出願人に対し、IB が当該出願を、通知に明記された日に、様式の第 2 項に記載された指定官庁に送達したことを通知することを目的としています（PCT 規則 47.1(c)(i)）；当該指定官庁はこの通知を、PCT 第 20 条に規定する送達が行われた証拠として、また、国際出願の写しを出願人が指定官庁に提供することを要求されない証拠として受け入れます。
- 出願人に対し、様式の第 3 項に記載された IB からの国際出願の写しの受領を請求していない指定官庁を通知することを目的としています（PCT 規則 47.1(c)(ii)）；当該指定官庁はこの通知を、当該官庁を指定官庁として行動する締約国が PCT 第 22 条の規定に基づく出願人による国際出願の写しの提供を要求しない証拠として受け入れます。

つまり、これらの様式の受領は、国際出願の写しを如何なる指定官庁に対しても送付する必要がないことを意味します。当該様式の受領時に特段すべきことはありませんが、国内段階移行の期限を管理することや、国内段階移行を希望する各指定官庁の求めに応じることは貴殿の責任であることにご留意ください。

国際出願の送達は通常国際公開より前に指定（又は選択）官庁に対して行われませんが（PCT 規則 47.1(a)）、出願人はいつでも、如何なる指定官庁に対しても、国際出願の写しを送付することができ、また、IB に対して送付するよう要求することもできます。例えば、出願人が PCT 第 22 条(1)（又は第 39 条(1)(a)）に基づく期限より早く国内段階に移行することを指定官庁に対して明示の請求を行った場合です。（PCT 規則 47.4 参照）

なお、多くの官庁、特に多くの出願が国内段階に移行するような官庁では、特定の文書の “standing orders（自動受領）”、つまり、当該官庁は当該官庁が指定されている全ての出願に関する当該文書の写しを自動的に受領します。他の官庁の中には当該官庁に出願が国内段階移行する際に、一件書類の中の特定の文書の写しを請求するところもありますし、WIPO のデータベースの一つを通してそのような文書を入手する官庁もあります。

国際出願やその他の特定の文書の送達を容易にするために、WIPO では関連文書を一括して安全に電子的に共有する手段（PCT-EDI）を使用しています。また WIPO は、官庁に対して、個別の文書のルーティング手段として ePCT ポータル文書通知システムをご案内しています。さらに、受理官庁、国際機関、及び指定（又は選択）官庁宛ての IB 様式は、このような方法で送付することもでき、PCT 官庁もこのシステムを使用して、IB に対して文書を送達することができます。

特定の指定官庁から国際出願の写しを求められる状況についての情報は、下記リンク先の *PCT 出願人の手引* の関連する国内段階をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp#/>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧